

Ⅱ 中国における不真正連帯責任の 位置づけをめぐって ——ある再審事案を素材に——

文 元 春

1 審：河南省商水县人民法院（2009）商民初字第136号民事判決（裁判年月日不詳）

2 審：河南省周口市中级人民法院（2010）周民終字第356号民事判決（2010年11月29日）

再審：河南省高级人民法院（2011）豫法民提字第00110号民事判決（2011年5月6日）

〔訴訟当事者〕

被申請人 X（1 審原告，2 審上訴人）：蘇兆峰

再審申請人 Y1（1 審被告，2 審被上訴人）：漯河宏運自動車運送集团有限公司

被申請人 Y2（1 審被告，2 審上訴人）：郭改政（正）

I 事実

1. 事案の概要

2007年10月30日、XとY1は、Y1所有のダンプカー甲、乙に関する2年間の賃貸借経営契約（実質的には、分割払いによる売買契約である。以下、本件契約という）を締結し、Xが契約時に車両代金の一部を支払うこと、残額は幾つかの時期・回数に分けて支払うこと、毎月一定の管理費をY1に支払うこと、賃貸借期間の満了と代金完済後、両車両の所有権はXに移転することなどの合意がなされた。ところが、2008年7月に入り、Xに車両代金の滞納が生じたため、Y1は本件契約の規定に基づいて甲車両（以下、本件車両という）を差押えることにした。そして、2008年8月29日に、本件車両の所在を知って

いてその差押えを手伝うと名乗り出た Y2 と Y1 の従業員である訴外 A を現地に赴かせ、同年 9 月 2 日に本件車両を差押えた後、某駐車場に停めていた。しかし、同年 10 月 18 日に Y2 が無断で本件車両を持ち去り、不法占拠するに至った。その後、同年 10 月 28 日に X が Y1 に車両の残代金を完済した。そこで、X が Y1 Y2 に対して、不法行為に基づく本件車両の返還、本件車両が Y2 によって不法占拠された日⁽¹⁾ から本件車両の返還日までの休業損害の連帯賠償を求めて提訴。

2. 本件の争点

- ① Y1 と Y2 が負う責任の性質は何か。それは、同じ原因に基づくものであるか。
- ② X の休業損害はどこまで及ぶか。

II 判旨

【1 審】

X は Y1 と本件契約を締結した後、本件車両を占有し、経営管理することとなった。X は、本件契約の約定に基づき、契約で合意された期間に従って Y1 に車両代金および管理費を納めなければならない。2008 年 7 月に入り、X が Y1 に対して車両代金およびその他の費用を滞納していたため、Y1 は、賃貸借中の車両を取り戻すことができる。2008 年 9 月 2 日、Y1 が X の経営管理する本件車両を差押えた後、X は、2008 年 10 月 28 日に本件契約で約定されたすべての義務を履行した。契約の約定に基づき、本件車両の実際の所有権は当日から移転することとなり、その所有権は X に帰属することとなった。契約の履行過程において X と Y1 にはともに過錯（故意または過失）が存するため、両者は、本件車両が差し押さえられた日から Y2 によって持ち去られた日まで（2008 年 9 月 2 日から 2008 年 10 月 18 日まで）の営業損失について相等しい責任を負わなければならない。他方、Y2 は、2008 年 10 月 18 日に何人の許可をも得ずして無断で本件車両を差押えてから現在に至っているのだから、既に X に対して不法行為を構成しており、その間（X が）被った損失（2008 年 10 月 18 日

(1) 事実関係に基づく筆者の理解であって、同様の請求の明記は見られない。
なお、本文における下線はすべて筆者によるものである。

以降から)は、Y2 単独で賠償しなければならない。自身は本件車両に対して留置権を有しており、差押えは留置行為である、という Y2 の抗弁について見るに、それを証明する証拠がないため、支持しない。X と Y2 間に存する経済的紛争に関しては、別訴で処理しなければならない。従って、次のように判決する。一、Y2 は、権利侵害を停止し、X に本件車両を返還せよ。二、Y2 は、X に本件車両の差押え期間中の営業損失(損失は毎月17,550元として計算し、期間は2008年10月19日から本件車両が実際に X に返還された日までとする)を賠償せよ。三、Y1 は、X に営業損失13,455元⁽²⁾(毎月17,550元として計算し、期間は2008年9月2日から2008年10月18日までとする)を賠償せよ。

【2 審】

X と Y1 間で締結された甲乙両車両に関する賃貸借経営契約は、当事者双方の真実の意思表示に基づくものであり、その内容は合法的であり、有効な契約である。契約の約定によると、まず X が一定割合の車両代金を支払い、残額は幾つかの時期・回数に分けて返済し、2 年間の賃貸借期間が満了すれば、車両の所有権は X に帰属することとなる。2008年10月28日に X が Y1 に滞納していた残額を完済した後は、Y1 は約定に従って本件車両を X に引き渡さなければならない。しかし、差し押さえた本件車両に対する Y1 の管理が適切でなかったことにより、当該車両を引き渡せなくなり、その間に生じた損失については Y1 が違約責任を負わなければならない。他方、Y2 は、X、Y1 と協議することなく無断で本件車両を持ち去っており、不法行為の民事責任を負わなければならない。Y2 が主張する X との間における組合紛争に関し、Y2 は反訴を提起しておらず、また、原審も別訴で処理すべきことを言い渡しているため、これについては審理しない。Y2 の上訴理由は成立せず、これを採用しない。X の上訴理由は成立し、これを採用する。原審認定の事実は明確であるが、その処理は適切でなく改めなければならない。従って、次のように判決する。一、商水県人民法院(2009)商民初字第136号民事判決を取り消す。二、Y1 は、X に本件車両を返還せよ。三、Y2 と Y1 は共同で、X に本件車両の差押え期間中における損失(損失は、毎月17,550元として計算し、期間は2008年10月28日から本件車両が実際に返還された日までとする)を賠償せよ。

(2) その計算方法は、「 $17,550 \text{ 元} \div 30 \text{ 日} \times 46 \text{ 日間} \div 2 = 13,455 \text{ 元}$ 」となっている。

【再審】

本件係争中の本件車両はY1の名義で登記されているものの、当該車両の実際の占有、使用および収益者はXである。Y1がXによる車両代金の滞納を理由に当該車両を差押えた後、Xは既に2008年10月28日に車両代金の残額を完済しており、Y1は、差押え車両をXに返還しなければならない。ところが、差押え車両に対するY1の保管が不適切であったことにより当該車両を返還できなくなり、このことは、Xの当該車両についての所有権を侵害するものであり、不法行為の損害賠償責任を負わなければならない。また、Xは、1審の提訴時からY1とY2の不法行為を理由に、両者に対して権利侵害の停止と不法行為によって生じた損失の賠償を求めてきたのであり、1審、2審判決は、本件を財産的損害賠償紛争と性質決定しているが、当該損害賠償は不法行為法上の損害賠償である。そのため、1審、2審判決が、Y1は違約責任を負わなければならないと認定したことは、事実に根拠に欠けるだけでなく、Xの1審請求にも反しており、本法院はこれを改める。

XとY1が締結した賃貸借経営契約の約定によると、賃貸借期間の満了後、車両の所有権はXに帰属することになっており、また、本件車両は実際にXが出資しただけでなく、Xが実際に占有、使用および収益していた。そのため、当該車両の運行期間中は、X本人を除く何人も、その同意を得なければ当該車両を占有することができない。Y2が実際の車両所有者であるXの同意を得ずして無断で車両を持ち去ったことは、Xの当該車両についての所有権を侵害するものであり、当然不法行為の損害賠償責任を負わなければならない。Xとの間に組合紛争が存し、車両を持ち去ったことは正当である、というY2の抗弁理由は成立しない。Y2とXとの間に組合紛争が存するならば、別訴で処理することができ、本法院はこれを審理しない。

Y2とY1は、異なる原因に基づいて同じ債権者であるXに対し同じ給付内容を目的物とする債務を負っているものであり、このような債務は不真正連帯債務に属する。すなわち、Y2とY1は、Xに対し不真正連帯責任を負わなければならない、Y2とY1は、Xに対しそれぞれ全部履行の義務を負っている。Y2は終局的責任者であり、仮にY1が履行を終えたならば、終局的責任者であるY2に求償することができる。

上述の通り、Y1の再審請求は成立せず、本法院はこれを支持しない。2審判決が、Y1はXの損失について違約責任を負わなければならないと認定したことは、不当であるものの、本件の処理結果に影響を与えない。Y2とY1が

負っているのは不真正連帯責任であるため、両者は共同で車両の返還責任を負わなければならない、2 審判決が Y1 にのみ車両の返還責任を負うことを命じたことは不当であり、改めなければならない。「中華人民共和國民事訴訟法」第 186 条第 1 項、第 153 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次のように判決する。一、周口市中级人民法院（2010）周民終字第 356 号民事判決中の第 1 項、第 3 項および訴訟費用の負担に関する部分を維持する。二、周口市中级人民法院（2010）周民終字第 356 号民事判決中の第 2 項を次のように変更する。すなわち、Y1 と Y2 は共同で、X に本件車両を返還せよ。

Ⅲ 不真正連帯債務（責任）をめぐる議論状況

1. 不真正連帯債務（責任）の定義およびその特徴

1.1 不真正連帯債務（責任）の定義

中国において、不真正連帯債務とは、「数人の債務者が異なる原因に基づいて偶々生じた同じ内容の給付につき、それぞれ全部履行の義務を負い、債務者の 1 人が履行することによって全部の債務が消滅する債務をいう」⁽³⁾と、定義されるのが一般的である。注意すべきなのは、ここにおける債務が、義務・請求権に着目したものであるのに対し、責任は、義務違反によって負うべき法的結果とされる点である⁽⁴⁾。つまり、中国においては、いわゆる「権利——義務——責任」の三分体系が採られている。そのため、不真正連帯義務を負う者がその義務に違反して負う責任はすなわち不真正連帯責任であり、不真正連帯債務と不真正連帯責任はそのような意味における区別しか存在しておらず、学説

(3) 孔祥俊「論不真正連帯債務」中外法学 1994 年 3 期 19 頁。

(4) 民法通則 84 条（「① 債権・債務〔債〕とは、契約の約定または法律の規定に基づいて、当事者の間に生じた特定の権利および義務関係である。権利を享有する者が債権者であり、義務を負担する者が債務者である。② 債権者は、契約の約定または法律の規定に基づいて、債務者に義務を履行するよう求める権利を有する。」）および同法 106 条（「① 公民、法人は、契約に違反しまたはその他の義務を履行しなかった場合、民事責任を負わなければならない。② 公民、法人が故意または過失〔過錯〕によって国家、集団の財産を侵害するか、他人の財産および人身を侵害した場合は、民事責任を負わなければならない。③ 故意または過失がなくとも、法律が民事責任を負わなければならないと規定している場合は、民事責任を負わなければならない。」）参照。

の大勢は、両者を取り立てて区別せずに論じるのが一般的である。

1.2 不真正連帯債務（責任）の特徴

その特徴として、以下の点が挙げられる⁽⁵⁾。①複数債務の発生は異なる法律関係に基づくものであり、債権者は、複数債務者に対しそれぞれ独立した請求権を有している。②複数債務は偶然的な原因によって結び付けられており、複数債務者には共同の目的（または主観上の意思連絡）が存在しない。③各々の債務者は、債権者に対し同一の給付義務を負っている。④各債務者間には内部の分担関係が存在せず、求償関係が生じるとしても、それは内部の分担関係によるものではなく、終局的責任の負担に基づくものである。

2. 不真正連帯債務と連帯債務の異同⁽⁶⁾

まず、共通点として、①債権者は、債務者の1人または全部に対して債務の履行を求め得ること、②債務者は、他の債務者の存在を理由に債権者の請求を拒むことができないことが挙げられる。

次に、相違点として、①法律による明文規定の要否、②発生原因の異同（同じ原因によるものか、それとも、異なる原因によるものか）、③求償の可否、④終局的責任者存在の有無が挙げられる。

3. 不真正連帯債務（責任）の類型

不真正連帯債務（責任）の具体的類型として、以下のものが挙げられる⁽⁷⁾。すなわち、①数人それぞれの違約行為によって成立するもの。例えば、ファイナンスリース契約において、サプライヤー（売主）が瑕疵ある賃貸目的物を引き渡したのに対し、リース会社（賃貸人）も当該目的物の受領中に過錯によって賃貸目的物に損害を与えた場合、ユーザー（賃借人）が両者に対して求め得る損害賠償責任。②数人それぞれの不法行為によって成立するもの。例えば、i）権利侵害責任法83条（第三者の過錯によって動物による損害を受けた被害者のその第三者および動物の占有者に対する選択賠償請求権）。ii）甲、乙両

(5) 李中原「不真正連帯債務理論的反思与更新」法学研究2011年5期37頁参照。

(6) 王利明『債法総則研究』（中国人民大学出版社、2013年）254-255頁参照。

(7) 王・同前255-256頁、孔・前掲注（3）21頁、姜強「『侵權責任法』中の連帯責任、不真正連帯責任及其訴訟程序」法律適用2010年7期18-20頁など参照。

工場が同じ河川に汚水を排出して下流にある乙の養魚を死亡させた場合。iii) 請負人がその仕事において第三者に損害を与えており、注文者もまた、その注文または指図について過失が存する場合。③数人それぞれの不法行為または違約行為によって成立するもの。例えば、i) 乙会社に保管させていた甲の自動車が乙の過失によって丙に盗まれた場合における、乙と丙が甲に対して負う責任。ii) 乙に賃貸していた甲の家屋が乙の過失によって、丙により毀損された場合。④数人それぞれの不法行為または契約の約定によって成立するもの。例えば、保険会社甲と加害者乙が被害者丙に対して負う責任。

4. 広義の不真正連帯責任概念を採用する見解⁽⁸⁾

楊立新によれば、権利侵害責任法には、典型的な不真正連帯責任と特殊な不真正連帯責任が存在しており、後者はさらに、第一次的賠償責任、補充責任、併合責任に分かれるという。具体的な内訳は、以下の通りである。すなわち、

①典型的な不真正連帯責任：43条（製造物責任における被害者の生産者および販売者に対する選択賠償請求権）、59条（薬品、消毒薬剤、医療機器、基準に達していない血液に関する製造物責任における被害者の生産者、血液バンク、医療機関に対する選択賠償請求権）、68条（第三者の過錯に起因する環境汚染損害責任における被害者の汚染者および第三者に対する選択賠償請求権）、83条（第三者の過錯に起因する動物損害責任における被害者の動物占有者＝飼育者・管理人および第三者に対する選択賠償請求権）。

②第一次的賠償責任〔先付責任〕：44条（第三者の過錯による製造物責任における生産者、販売者の第三者に対する求償権）、85条（土地工作物責任・落下物損害における所有者、管理人または使用者のその他責任者への求償権）、86条1項（建築物等倒壊責任における建設組織、施工組織のその他責任者への求償権）。

③補充責任：34条2項（労務期間中に生じた他人損害についての労務派遣組織が負う責任）、37条2項（第三者による他人損害において安全保障義務者が負う責任）、40条（第三者による児童等損害について幼稚園、学校またはその他の教育機関が負う責任）。

(8) 楊立新『侵權法論（第5版）／下卷』（人民法院出版社、2013年）970-1002頁、同「論不真正連帯責任類型体系及規則」当代法学2012年3期57-64頁参照。

④併合的責任：「最高人民法院の人身損害賠償事件の審理において法律を適用する若干の問題に関する解釈」12条（労災保険と第三者の不法行為）

IV 本件についての評釈および若干の私見

1. 本件についての評釈

不真正連帯責任について言及しているのは再審だけであり、1審はY1Y2の分割責任、2審は両者の共同不法行為を認容し、両者に連帯責任（本件車両の返還に関しては、Y1の単独責任）を命じている。これに対し、再審はY1Y2間の不真正連帯責任の成立を認めつつ、両者に連帯による本件車両の返還およびXの休業損害（Xの代金支払日＝2008年10月28日から本件車両が実際に返還される日まで）の賠償を命じている。

また、再審はXのY1Y2に対する請求は、不法行為に基づくそれであると、Y1の不法行為＝Xに対する所有権侵害を認定しているのが、果たして妥当だろうか。本件における直接の加害者はY2であって、Y1は決してXに対して不法行為を行ったわけではなく、Y1の差押え行為も本件契約の約定に基づく合法的なものである。Y1が本件差押え車両について負う「保管義務」は、本件契約に基づく附随義務と考えることができ（中国契約法60条2項、民法通則4条参照）、当該義務を履行しなかった場合は違約責任を負うことになる。つまり、本件は再審判決のいうところの不法行為同士の競合ではなく、違約責任と不法行為責任の競合事案（不真正連帯責任）と考えるべきである。

それでは、Y1Y2に連帯責任を命じた2審（休業損害のみ）と再審の結論はどうか。上述の通り、Y1は本件契約に基づく附随義務を負っており、その立場は保証人的地位（民法通則89条参照）または安全保障義務者の地位（権利侵害責任法37条2項参照）にも類似するものであり、いわゆる補充責任を負わせることも考えられる⁽⁹⁾。つまり、本件では、Y2の第一次的責任、Y1の二次的責任ということになる。さらにいえば、本件のような作為行為と不作為行為の競合事案への不真正連帯責任の拡張適用を模索できるのではないか。ただ、その場合には、必要条件的競合事案に狭義の共同不法行為の成立を認める

(9) 日本における補充責任または主観的共同の一形態とされる「保証責任型」に関する議論状況につき、潮見佳男『不法行為法Ⅱ（第2版）』（信山社、2011年）217頁、227頁および四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（下）』（青林書院、1985年）785頁参照。

(権利侵害責任法 8 条適用) 私見では、両者の棲み分けが必要となってくる。差し当たり、本件のように、直接の加害者と補充責任者間におけるような人的関係が存在する場合は、不真正連帯責任としての補充責任の適用が考えられる。

2. 若干の私見

既に述べたように、不真正連帯債務(責任)に関し、中国においてはその責任形態として個別的全部責任(または、全部責任+部分責任)が想定されており、このことは、日本の場合と決定的に異なる点だと考えられる。また、中国権利侵害責任法には、連帯責任、分割責任のほかに、不真正連帯責任、補充責任、補償責任などの多様な責任形態が存在する。連帯責任に関しては、従来から、「法律の規定または当事者による約定」がその成否の判断基準とされており⁽¹⁰⁾、その後の民法通則および権利侵害責任法にも受け継がれている⁽¹¹⁾。その意味では、中国において、連帯責任と不真正連帯責任はその形式上容易に区別できるようになったとも考えられるが、とりわけ補充責任の理解およびそれとの相関関係をめぐって、学説は大きく分かれており、未だ定説がないのが現状だといえよう。すなわち、補充責任をめぐっては、上記の楊立新のように、不真正連帯責任と考えるもののほかに、連帯責任であるとするもの、自身の過錯の程度に応じた分割責任であるとするものに分かれている。補充責任の典型とも考えられる安全保障義務者責任に関する権利侵害責任法37条2項が想定し

(10) 佟柔主編『民法原理／高等学校法学試用教材』(法律出版社, 1983年) 186頁参照。

(11) 民法通則87条(連帯債権債務)は、「債権者または債務者の一方が二人以上ある場合、法律の規定または当事者の約定に基づき、連帯権利を有する各債権者はいずれも債務者に義務の履行を求める権利を有し、連帯義務を負う各債務者はいずれも全部の債務を弁済する義務を負い、義務を履行した者は、その他の連帯義務を負う者に彼の負うべき負担額を支払うことを求める権利を有する。」と定める。また、権利侵害責任法における関連規定は次の通りである。すなわち、13条(連帯責任)「法律が連帯責任を負うことを定めている場合、被権利侵害者は、一部または全部の連帯責任者に責任を負うよう求めることができる。」14条(連帯責任者間の内部求償)「①連帯責任者は、それぞれの責任の大小に基づいて相応の賠償額を確定する。責任の大小を確定できない場合は、均分して賠償責任を負う。②自己の賠償額を超えて支払った連帯責任者は、その他の連帯責任者に求償する権利を有する。」

ているのは、例えば、あるホテルの宿泊客が、第三者の加害行為によって死傷した場合において、当該加害者が刑罰を受けるも、賠償資力がないかまたは部分的賠償資力しかない場合における当該被害者の救済をどのように行うべきかという問題である。

そのような故意不法行為と過失による不作為不法行為の競合事案において、共同不法行為による保護を受け得ない被害者救済の手段として、全部責任だけでなく、全部責任と部分責任の組み合わせをも含めたより柔軟な不真正連帯責任の適用が考えられるのではないか。もし、このような考え方が正しいとするならば、権利侵害責任法におけるいわゆる「補充責任」をも不真正連帯責任の中に取り込むことができ、多様な責任形態についてのある程度の整序もできることになる。もっとも、その場合、連帯責任（共同不法行為）と不真正連帯責任の分かれ目すなわちその判断基準の定立が必要となってくる。それは取りも直さず、「因果関係のからまり」（四宮和夫の言）のうち、不作為不法行為の因果関係の存否ないし因果的関連の度合いの判断に関わっており、それには多分に裁判官の裁量の余地が残されていることも否めない。具体的には、消去法による検証になるのが、各行為者間の人的物的関係の濃淡によって一部の行為者間の共同不法行為の成立も考えられる。例えば、第三者が、金融機関の審査義務違反に乗じて他人名義の口座から金銭を騙取したような事案（金融機関の審査義務懈怠と第三者の故意不法行為競合事案）では、両者の共同不法行為が認められる（いわゆる必要条件的競合事案）⁽¹²⁾。また、安全保障義務者の不作為と第三者の加害行為介在型事案（権利侵害責任法37条2項、同法40条など）では、両者の不真正連帯責任を認定することができる。

そして、直接の加害者（作為不法行為者）が無資力の場合において、それぞれ、連帯責任（共同不法行為）と不真正連帯責任を適用した場合、不作為不法行為者（安全保障義務者、金融機関などの有資力者を想定する）の責任負担に与える効果を比較すると、以下のような相違点が考えられる。すなわち、前者の場合は一律全部責任、後者の場合は部分責任と全部責任という2つの可能性がある。ただ、不真正連帯責任のうち、不作為不法行為者が全部責任を負うべき場合は、連帯責任と同様、その者の単独責任ということになる（いわゆる

(12) 但し、同様の事案をめぐって、中国の裁判例は分かれており、共同不法行為の成立を認めたものもあれば、両者に分割責任の負担を命じたものもある。

「ディープポケット」の問題)。もっとも、不作為不法行為者による判決の受け入れやすさ、一般人の法感情等を考えた場合は、後者は前者よりその執行がより行われやすいという利点が存する。